

鳥取県産業成長事業社宅整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産業成長事業社宅整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）第3条第1項に掲げる産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。以下単に「産業成長事業」という。）の実施に伴い新たに県内に設置する社宅（産業成長事業を行う者が、自ら雇用する労働者を居住させることを目的に設置及び保有する建物をいう。以下同じ。）の整備に係る経費を助成することにより、県内の企業立地の促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、条例及び鳥取県産業成長応援条例施行要綱（令和元年7月4日付第201900108379号鳥取県商工労働部長通知）において使用する用語の例によるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 転入常時雇用労働者 次のいずれにも該当する者とする。

ア 新たに雇い入れた、又は県外拠点に就業する常時雇用労働者のうち、社宅整備関連産業成長事業の実施に伴い、県内拠点に就業する目的で県内に転入した者（島根県並びに兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町並びに岡山県津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町からの転入者は除く。）

イ 交付申請時点で県内に在住する者

(2) 転入高年齢常時雇用労働者 次のいずれにも該当する者とする。

ア 新たに雇い入れた、又は県外拠点に就業する高年齢常時雇用労働者のうち、社宅整備関連産業成長事業の実施に伴い、県内拠点に就業する目的で県内に転入した者（島根県並びに兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町並びに岡山県津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町からの転入者は除く。）

イ 交付申請時点で県内に在住する者

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、補助事業（別表の1に掲げる事業をいう。以下同じ。）を行う事業実施主体（別表の2に掲げる者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する経費（別表の3に掲げるものに限る。以下「補助対象経費」という。）の額に、別表の4に定める率を乗じて得た額以下（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、別表の5に定める額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業の認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助事業について知事に申請をして、あらかじめ補助事業の認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、原則として、社宅の整備が付随して実施される産業成長事業（以下「社宅整備関連産業成長事業」という。）の認定の申請と同時に様式第1号により行わなければならない。

3 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 社宅に係る設備の概要を明らかにした図面、社宅の位置図

(2) 収支計算書又はこれに準ずる書類

(3) 補助事業の実施に係る鳥取県内事業者への発注状況調査票

4 知事は、第1項の認定をした時は、様式第2号により通知するものとする。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により、知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (2) 別表に掲げる補助事業及び事業実施主体の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
 - (3) 社宅整備関連産業成長事業について条例第3条第1項に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、前条第1項の規定による認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

（認定事業の重要な変更）

第7条 認定事業者は、補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは知事に申請をして、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の2割以上の変更
- (2) 社宅整備の目的の変更
- (3) 立地場所の変更
- (4) 新設、増設又は改修の別の変更
- (5) 補助事業完了予定年月日に3月以上の変更が生じる場合

2 前項の申請は、様式第4号により行わなければならない。

3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第8条 本補助金の交付申請は、認定事業者が補助事業完了の日から6月以内に行わなければならない。

2 規則第5条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第6号によるものとする。

3 規則第5条に規定する申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 社宅に係る設備の概要を明らかにした図面、位置図
- (2) 収支計算書又はこれに準ずる書類
- (3) 社宅の整備に係る売買契約書、工事請負契約書、領収書等の補助対象経費の支出が確認できる書類の写し
- (4) 第5条第4項及び第7条第3項に規定する通知の写し
- (5) 社宅整備関連産業成長事業に係る鳥取県産業成長応援補助金交付決定及び交付額確定通知書の写し
- (6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳のほか社宅整備関連産業成長事業により増加した常時雇用労働者数、高年齢常時雇用労働者数、転入常時雇用労働者数及び転入高年齢常時雇用労働者数が確認できるもの
- (7) 社宅整備関連産業成長事業の実施により増加した常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者、転入常時雇用労働者及び転入高年齢常時雇用労働者の労働条件通知書のほか労働条件が確認できるもの
- (8) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しのほか工事完了が確認できるもの
- (9) 社宅整備関連産業成長事業の実施により増加した転入常時雇用労働者及び転入高年齢常時雇用労働者の県内在住が確認できるもの
- (10) その他商工労働部長等が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第9条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から45日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、第9条第1項の規定による申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

（財産処分の制限）

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助事業完了の日又は社宅整備関連産業成長事業の完了の日から7年間のいずれか遅い日までとする。

2 補助事業者は、規則第25条第2項の承認の申請をする場合は、あらかじめ知事に申請しなければならない。

ない。

3 前項の申請は、様式第8号により行わなければならない。

(財産処分に係る収益納付)

第12条 認定事業者は補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、前条第2項による申請に対する知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、認定事業者は、これに従わなければならない。

3 第1項の申請は、様式第9号により行わなければならない。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とする。

(雑 則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

(認定に係る申請の特例)

第2条 この要綱の施行の日前に条例第3条第1項に基づく企業立地事業の認定を受けた者については、第5条第2項の規定に関わらず、企業立地事業に係る工場等の新增設の完了の日までに様式第1号により申請を行うことができる。

2 前項の申請を行う場合、第5条第2項各号に掲げる書類のほか、当該事業認定通知書の写しを添付しなければならない。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地事業社宅整備費補助金交付要綱(平成30年5月16日付第201800022395号鳥取県商工労働部長通知)第5条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に改正前の鳥取県企業立地事業社宅整備費補助金交付要綱(平成30年5月16日付第201800022395号鳥取県商工労働部長通知)第5条第1項の規定によりなされた申請に関する補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1	補助事業	<p>産業成長事業の実施に伴い新たに県内に設置する社宅の整備で、産業成長事業に係る工場等の新增設の完了の日から3年以内に以下のいずれの要件も満たす事業</p> <p>(1) 社宅整備関連産業成長事業に係る鳥取県産業成長応援補助金交付決定を受けていること</p> <p>(2) 社宅の整備及びそれらに係る経費の支払いを完了していること</p> <p>(3) 次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>ア 社宅整備関連産業成長事業（社宅の整備が空き家・空き店舗を改修する場合に限る。）の実施により増加した常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計が10人以上であること</p> <p>イ 社宅整備関連産業成長事業の実施により増加した転入常時雇用労働者及び転入高年齢常時雇用労働者の合計が5人以上であること</p>
2	事業実施主体	<p>社宅整備関連産業成長事業の認定を受け、当該認定時点において、工場等を県内に設置している者</p>
3	補助対象経費	<p>社宅の整備に要する以下の（1）から（3）の経費の合計額とし、建物及び償却資産の区分ごとに千円未満を切り捨てる。（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>ただし、県内の既存社宅の廃止に伴うものにあつては、廃止される社宅の用に供する家屋及び償却資産の価格で、土地を除いた後の地方税法に基づく移転前の固定資産の評価額を控除する。（補助対象経費に掲げていない固定資産の評価額は除く。）</p> <p>また、類似の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該補助金等の補助対象経費を控除する。ただし、補助金等の交付元が市町村の場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 新たに設置する場合にあつては、建物の建築、付帯工事及び建物本体に付帯する償却資産の取得に係る経費</p> <p>(2) 既存建物を取得または改修する場合にあつては、建物の取得（用地費は除く。）、建物の改修、付帯工事及び建物本体に付帯する償却資産の取得に係る経費</p> <p>(3) 補助事業を実施する者が、前二号に掲げる場合のほか、建物及び償却資産を自ら建設製造又は加工する場合にあつては、他の者から購入した原料又は材料として使用する物品に係る経費及び他の者に建設、製造・加工を委託したことに係る経費</p>
4	補助率	<p>10分の1</p>
5	補助限度額	<p>2,000万円</p>